

交通・住まい

駐輪場

駐輪場（自転車駐車場）を利用したい

問交通企画課 ☎60-1860

通勤・通学等で定期的に利用する方

有料駐輪場内の一時利用または定期利用をご利用ください。

●定期利用の申込方法について

問(公財)自転車駐車場整備センター

☎03-6262-5773

(平日 午前9時～午後5時)

買物等で不定期に利用する方

有料駐輪場内の一時利用をご利用ください。料金は駐輪場や階層により異なります。入庫より2時間以内無料(一部を除く)です。

市ホームページ・次の二次元バーコードから、一時利用公共駐輪場の満車・空車情報が確認できます。



吉祥寺駅周辺



三鷹駅周辺



武蔵境駅周辺

放置自転車の対応について

自転車等放置禁止区域内に放置してある自転車やミニバイクは即時撤去します。区域外に放置した場合も、指導・警告をした後に撤去します。保管場所は案内図のとおりです。引き取りの際は身分証・自転車等の鍵・撤去および保管手数料・委任状(代理人による引き取りの場合)をお持ちください。

●受付時間 午前11時～午後7時、水曜日・年末年始は休み

●撤去および保管手数料(現金のみ)

自転車 3,000円 ミニバイク 5,000円

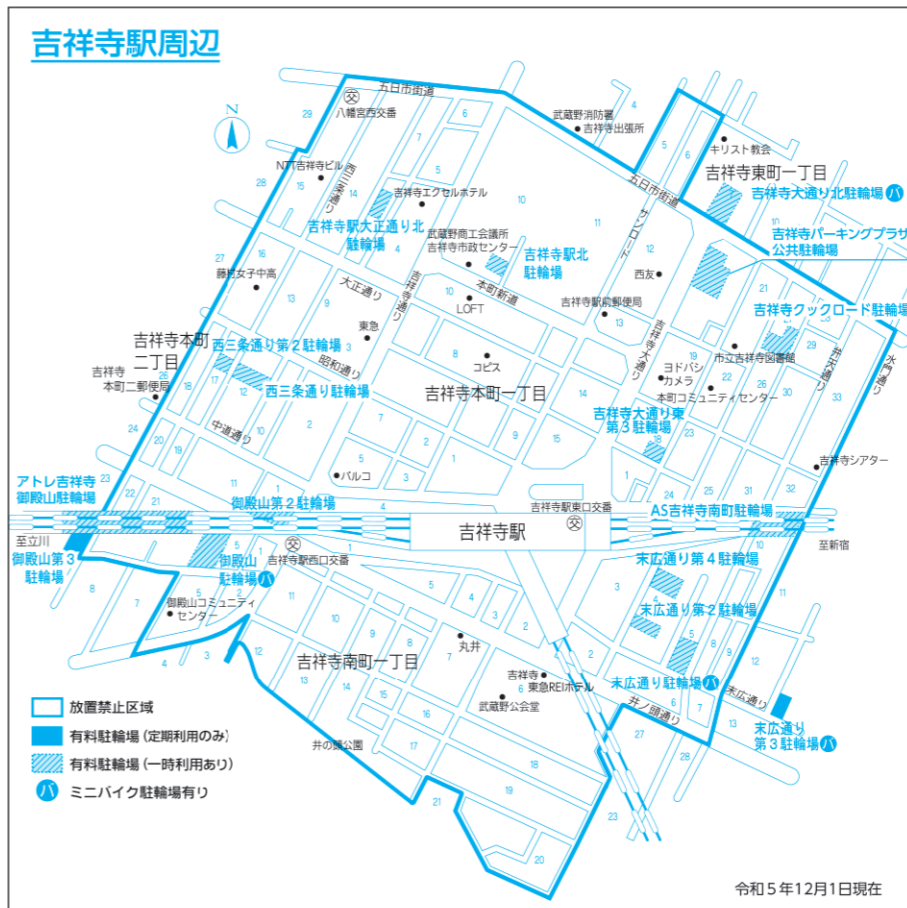
※保管期間(30日間)を過ぎても引取りのないものは、条例に基づき処分します。

●撤去された自転車の保管場所

撤去された自転車はすべて関前自転車保管場所に保管



駐輪場	自転車(台)	バイク(台)
AS吉祥寺南町	885	-
御殿山	1763	154
御殿山第2	80	-
御殿山第3	294	-
末広通り	1006	58
末広通り第2	80	-
末広通り第3	184	18
末広通り第4	303	-
西三条通り	1288	-
西三条通り第2	250	-
吉祥寺大通り東第3	53	-
吉祥寺駅北	367	-
吉祥寺駅大正通り北	460	-
吉祥寺パーキングプラザ公共	1271	-
吉祥寺大通り北第3駐輪場	693	38
アトレ吉祥寺御殿山	1700	-
吉祥寺クックロード	603	-



令和5年12月1日現在

●利用方法：各施設に直接電話で宿泊助成を利用する旨を伝えて、予約してください。宿泊時に住所を証明できるもの(運転免許証、健康保険証等)をお持ちください。

- 〈桜ヶ池クアガーデン(南砺市)〉 ☎0763-62-8181
- 〈五箇山温泉 五箇山荘(南砺市)〉 ☎0763-66-2316
- 〈イオックス・ヴァルト(南砺市)〉 ☎0763-55-1969
- 〈ビレッジ安曇野(安曇野市)〉 ☎0263-72-8568
- 〈ほりでーゆ〜四季の郷(安曇野市)〉 ☎0263-73-8500
- 〈ファインビュー室山(安曇野市)〉 ☎0263-77-7711
- 〈たかむろ水光園(遠野市)〉 ☎0198-62-2834
- 〈あえりあ遠野(遠野市)〉 ☎0198-60-1700
- 〈えちご川口ホテルサンローラ(長岡市)〉 ☎0258-89-3000
- 〈湯の台温泉 鳥海山荘(酒田市)〉 ☎0234-61-1727

南房総市夏季期間中の民宿利用助成

問多文化共生・交流課 ☎60-1806

南房総市の白浜町民宿組合および千倉町民宿組合と提携し、夏季期間中、南房総市内の対象民宿へ宿泊する市内在住の方に宿泊費の一部を助成します。ただし、お一人様1回限り2泊までのご利用となります。

宿泊料が1人1泊につき2,500円割引、1泊の宿泊料が2,500円に満たない場合は、その金額を助成限度とします。詳しくは、6～7月頃に市報や市ホームページでご案内します。

ホストファミリーをやってみよう

ホストファミリー募集

問多文化共生・交流課 ☎60-1806

暮らしの身近なところで国際交流を体験していただくことを目的として、海外友好都市の青少年交流団

が武蔵野市に訪れる際に、ホストファミリーとしてご協力いただけるご家族を募集します。事業実施前に市報等で募集します。

●受入事業：アメリカテキサス州ラボック市ジュニア大使

韓国ソウル特別市江東区青少年交流団
韓国忠清北道忠州市青少年交流団

●受入形態：中高生を原則1家庭で同時に2人まで

●受入日数：通常、2泊3日

●謝礼：あり

青少年海外派遣事業

問多文化共生・交流課 ☎60-1806

異なる文化を体験し現地の人と直接交流することにより、広い視野に立つ青少年を育成するため、海外派遣事業を行っています。参加者は市報等で募集します。

①ジュニア交流団(中学生、アメリカ)

テキサス州ラボック市での自然体験や、現地中学生との交流、ホームステイを行います。隔年で実施します。

②韓国青少年交流団(中学・高校生、韓国)

ソウル特別市江東(カンドン)区、忠清北道忠州(チュンジュ)市と青少年交流、ホームステイ体験等を行います。隔年で実施します。

③ハバロフスク自然交流使節団(中学・高校生、ロシア)

ハバロフスク市周辺の雄大な自然の中で野外生活やホームステイを行います。隔年で実施します。

●ルーマニア・ブラショフ市との交流

問多文化共生・交流課 ☎60-1806

平成4年から始まったブラショフ市との交流をきっかけに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、ホストタウンとしてルーマニアを応援し友好を深めました。今後も交流を推進します。

コラム

公益財団法人 武蔵野市国際交流協会 (MIA) Musashino International Association

問☎36-4511 FAX 36-4513

境2-14-1 スイング9階

午前9時～午後5時。休館日は日・月・祝

<https://mia.gr.jp/>

MIAでは在住外国人への様々な支援と交流を行っています。会員登録用紙は、協会事務局に置いてあります。

①会員制度 協会事業に賛同、参加して下さる個人・団体・企業を募集しています。催し物のご案内やボランティア活動に関する情報をお届けします。

期間	個人会員費	家族会員費	団体会員費
1年	1口 2,500円	1口 3,500円	1口 11,000円
3年	1口 6,000円	1口 9,000円	

②外国人会員制度 催し物等の情報をお知らせします。登録は無料。

③事業 日本語教室、多言語による専門家相談、留学生のホームビジット受入、外国語会話交流教室、世界の家庭料理教室、子ども国際交流クラブ、地域への外国人講師派遣、国際理解推進事業等。

④情報紙 「むさしのFRIENDs」、「MIAカレンダー(日・中・英・西)」、「MIA Volunteer News」他

●外国語の情報提供サービス ☎56-2922

日本語・英語・中国語：火～土曜日(午前9時～午後5時)

スペイン語：第2火曜日(午後3時～午後5時)

タイ語：第3木曜日(午前10時～正午)

ロシア語：第2金曜日(午前10時～正午)

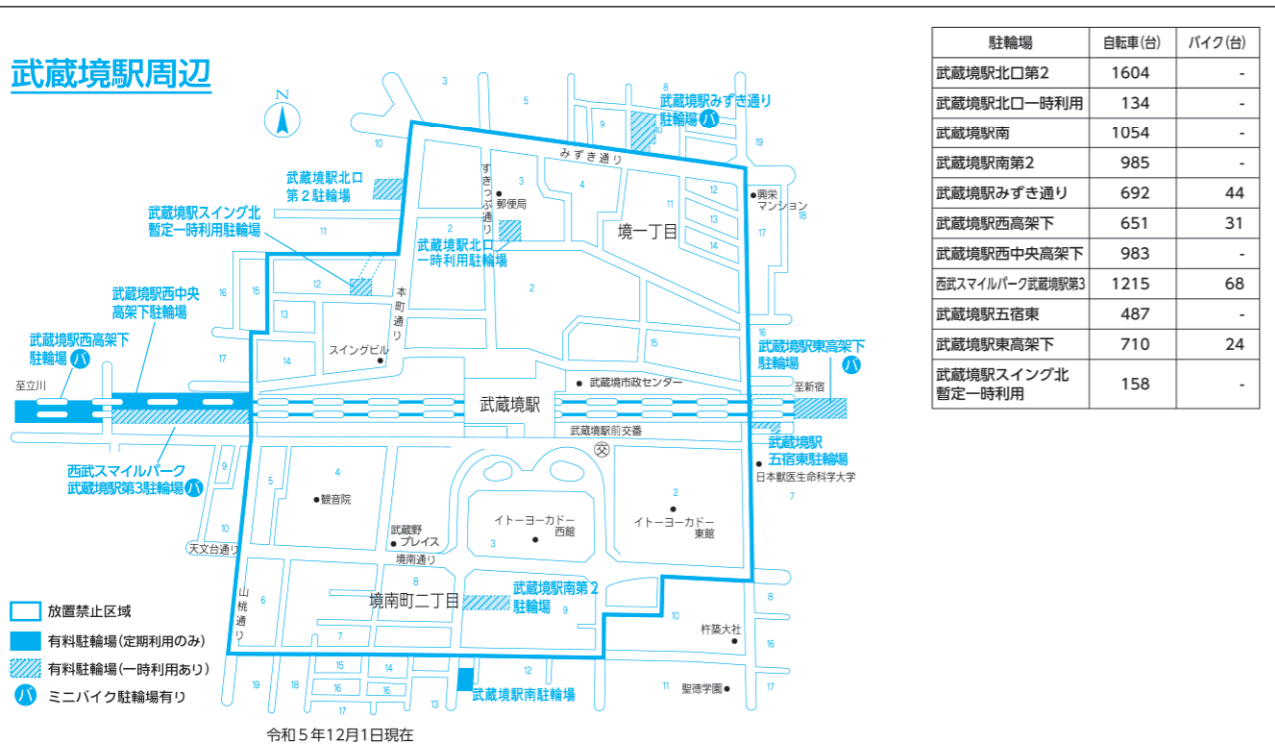
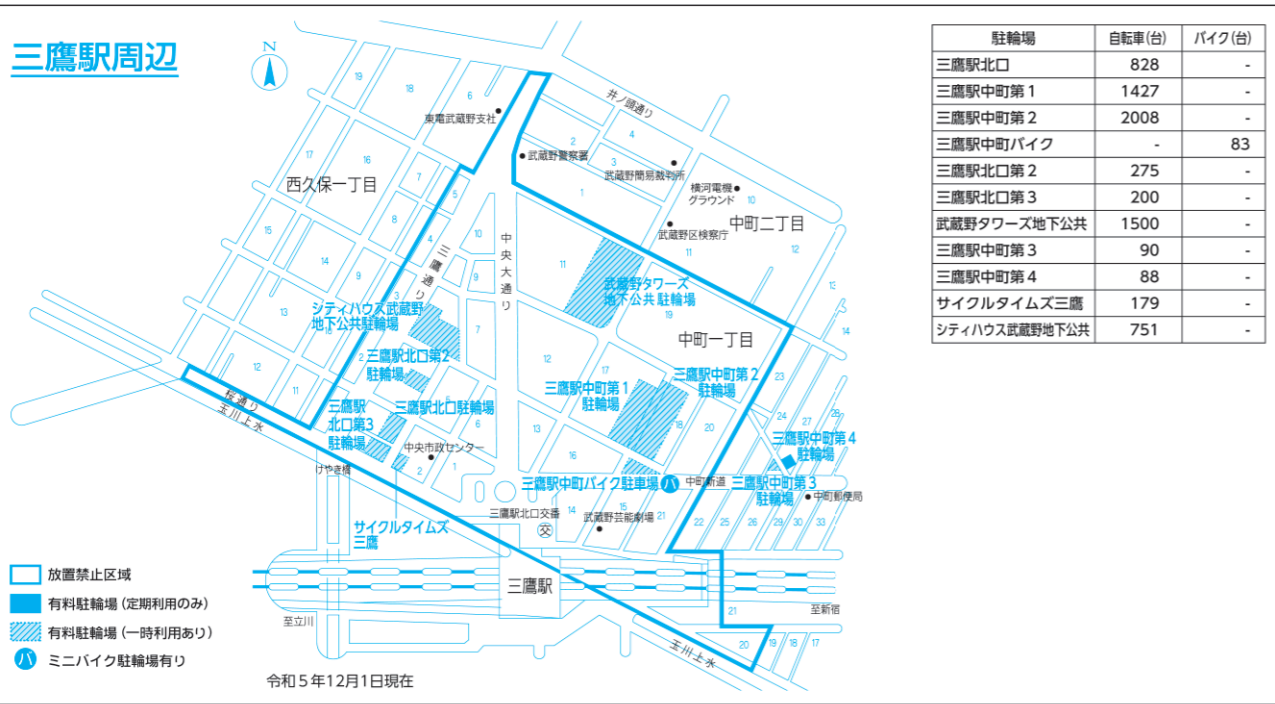
ノルウェー語：第2水曜日(午後2時～午後4時)

ドイツ語：第3火曜日(午後2時～午後4時)

タミル語・ヒンディ語：第4金曜日(午後3時～午後5時)

●ボランティアの募集

市民活動を促進するため、さまざまな事業に参加していただけるボランティアを募集しています。詳しくは協会までお問い合わせください。



自転車の安全な利用方法が知りたい

■自転車安全利用講習会

問交通企画課 ☎60-1860

自転車利用の多い武蔵野市では、自転車安全利用先進都市を目指して平成20年10月より武蔵野警察署とともに自転車安全利用講習会を開催しています。開催日・場所・応募方法：市報や市ホームページをご覧ください(主催：武蔵野市・武蔵野警察署)。

武蔵野市自転車安全利用
シンボルマーク

おもいやり
サイクリスト宣言

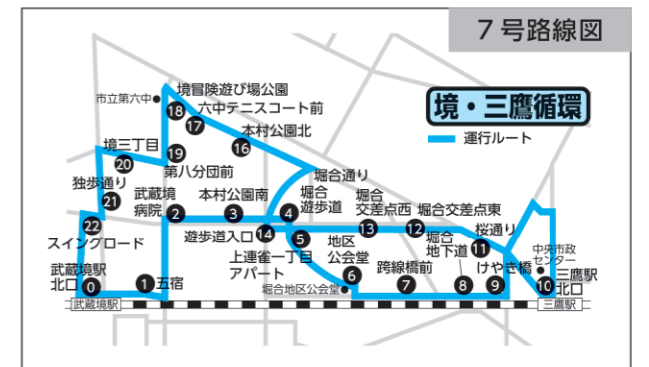
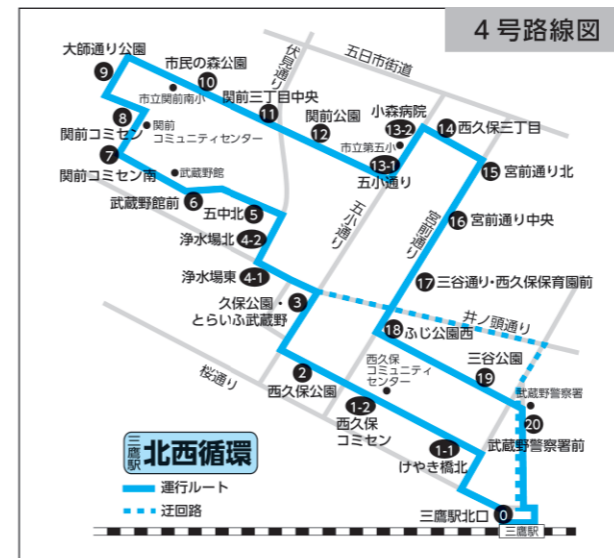
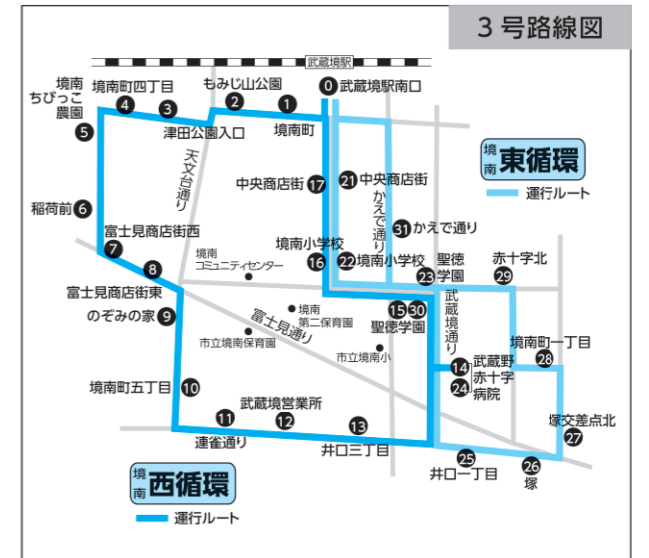
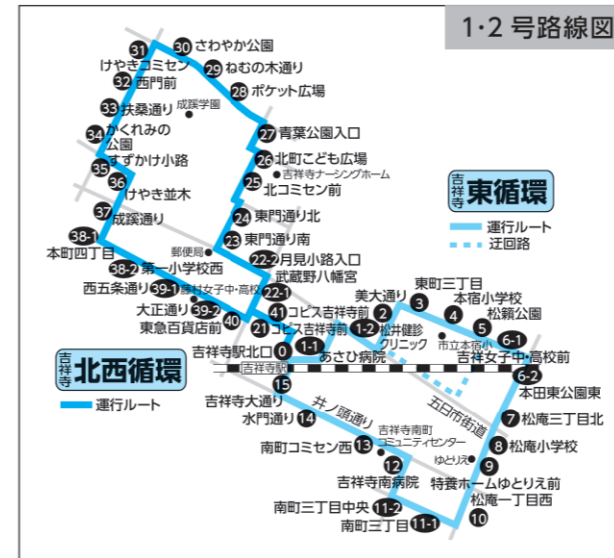
- 参加資格 武蔵野市内で自転車を利用される中学生以上の方
- 参加費 無料
- 特典 講習会修了者には自転車安全利用認定証を交付。以下の特典があります。
 - 武蔵野市内在住の方に、自転車用ヘルメット購入費用2,000円分および点検整備TSマーク(保険付帯)1,000円分助成します(利用条件等要確認)。
 - 有料駐輪場定期利用の優先措置(必ずしも利用を保証するものではありません)。

バス・自動車

ムーバス

問交通企画課 ☎60-1859

高齢者やお子様連れの方等だれもが気軽に、安全にまちに出られるよう、地域と駅とをむすぶ交通システムです。現在は7路線9ルートで運行を行っています(令和5年12月現在)。



市内バスについて

行先や時間等の詳細は各バス会社にお問合せください。

- 関東バス 武蔵野営業所 ☎51-2191
- 小田急バス 吉祥寺営業所 ☎46-6124
- 武蔵境営業所 ☎31-6191
- 西武バス 上石神井営業所 ☎03-3867-2525
- 西原車庫 ☎042-461-4450
- 京王バス 小金井支所 ☎042-316-5162
- 調布営業所 ☎042-499-6711

駐車場を探している

■ムーパーク

■吉祥寺ムーバスアンドパーキング事業運営協議会

☎21-1251

車で吉祥寺へお越しの際は、ムーパーク(パークアンドバスライド駐車場)をぜひご利用ください。ムーバス6号路線 三鷹・吉祥寺循環 6番武蔵野税務署南バス停横にあります。ムーバスを利用される方は運賃(100円)が別途必要ですが、交通系ICカードでムーバス(1,2,4,6号路線)を利用し同カードで駐車料金を支払う場合200円割引かれます(出庫当日にムーバスを利用した場合のみ)。

- 場所：武蔵野市御殿山2-1 (JR線高架下)
- 利用料金：午前8時～午前0時 30分170円
午前0時～午前8時 60分110円
- 利用時間：24時間



※吉祥寺のムーパーク加盟店で買物をするとサービス券がもらえます。

■パソコンや携帯電話による空き駐車場の検索

自宅や立ち寄り先から、駐車場の空き情報のほか、提携店による駐車料金割引等の情報を得ることができます。

(登録不要、情報料無料、通信費はご負担ください)

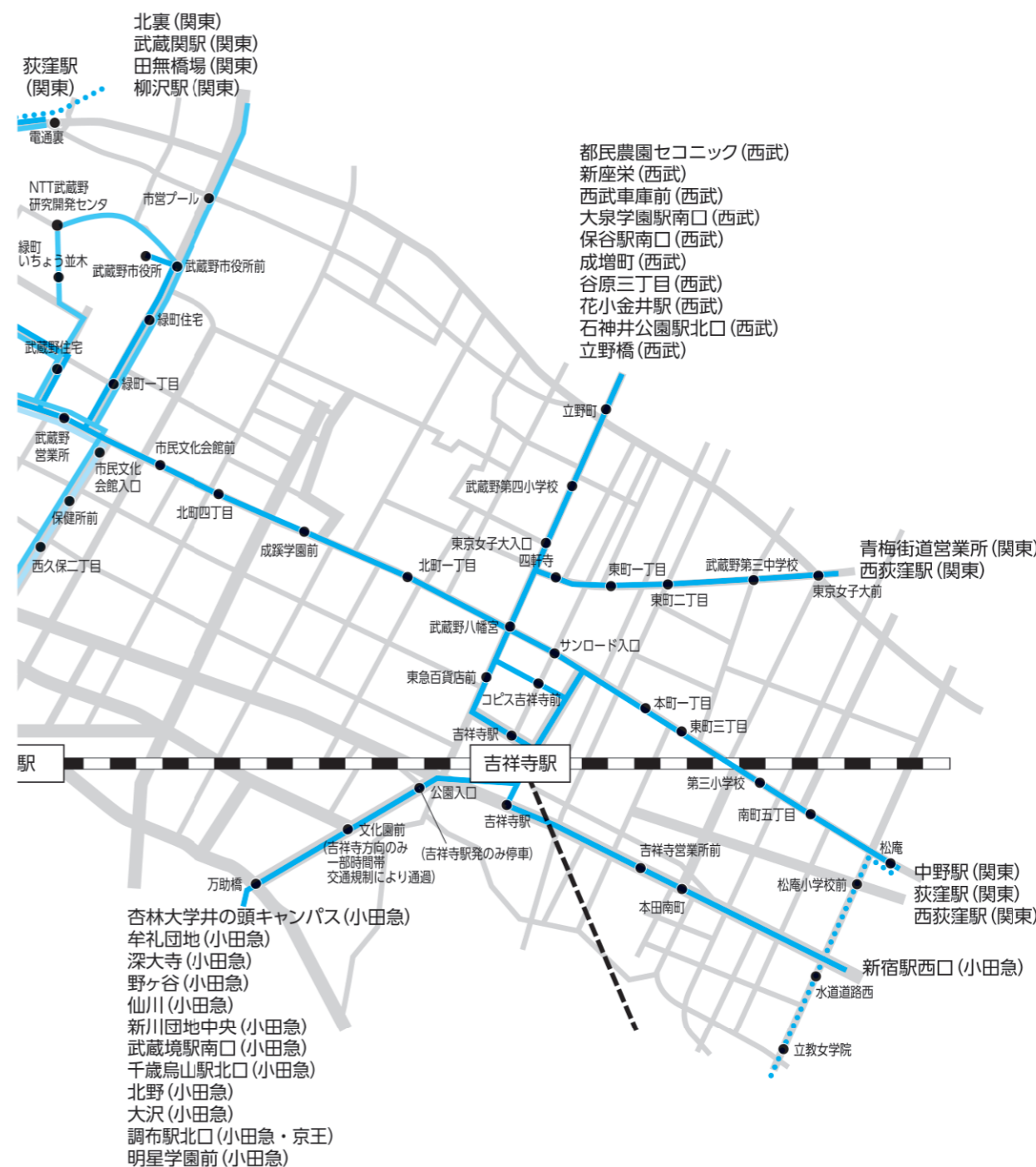
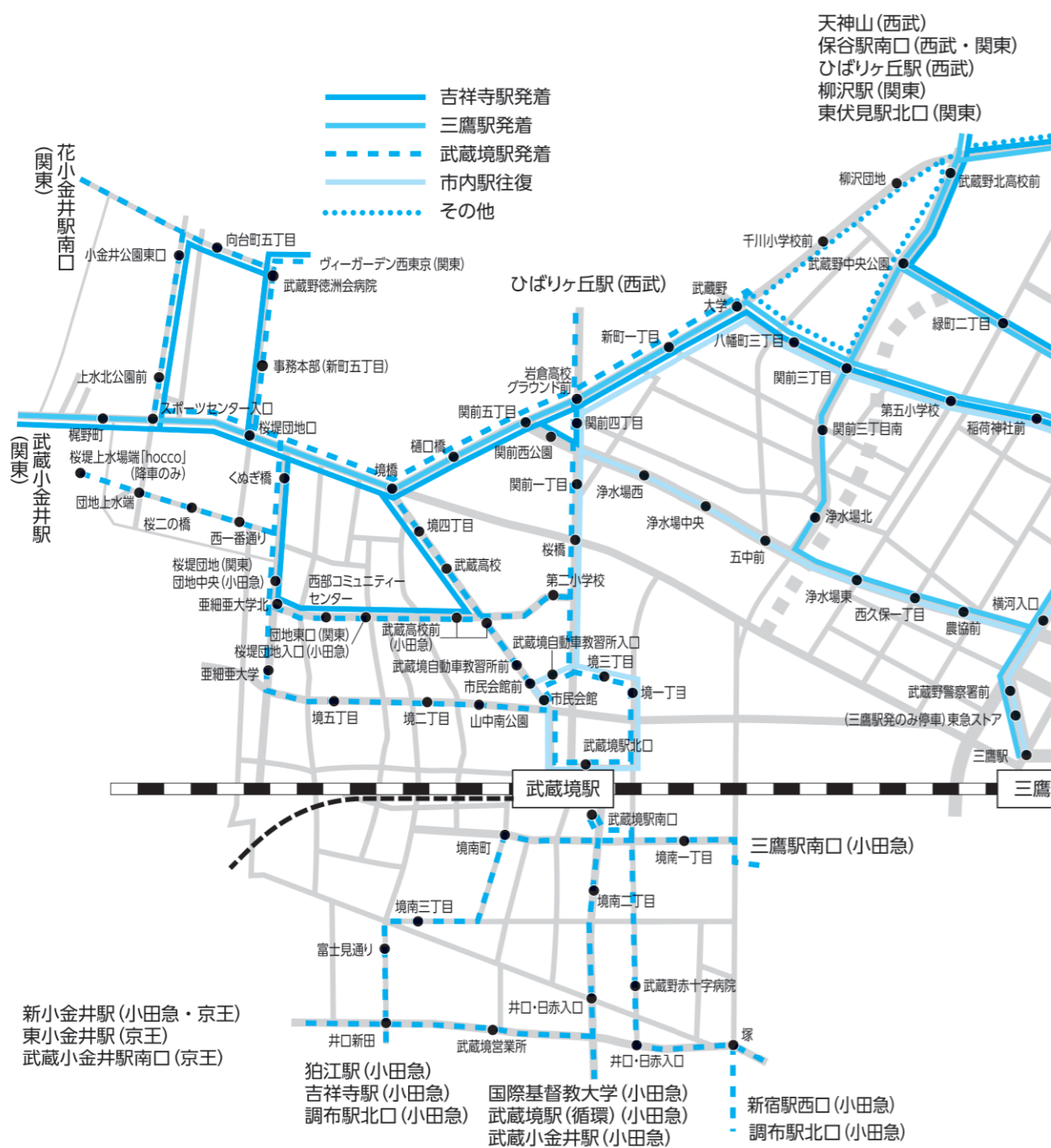
【空き駐車場をお探しの場合】

- s-park [(公財)東京都道路整備保全公社]



パソコン <https://www.s-park.jp/>

市内バス路線図



交通・住まい



交通・住まい

交通事故にあっってしまったら

けが人の応急処置をして、必要であれば救急車を呼びます(119番)。第2・第3の事故を防ぐために、通行車両の誘導等を行い、直ちに警察へ連絡しましょう。警察へ報告をしないと、賠償請求に必要な交通事故証明書が取れませんし、解決が困難になります。

交通事故証明書の発行

自動車安全運転センター東京都事務所

品川区東大井1-12-5 ☎03-5781-3660

交通事故証明書申込用紙を郵便局の窓口へ提出すれば郵送で取り寄せられます。

申込用紙は、自動車安全運転センター東京都事務所や、警察署、交番、駐在所、交通企画課にあります。

交通事故相談

☎市民活動推進課 ☎60-1829(問い合わせ)

☎60-1921(予約専用)

→ 16ページ参照

☎東京都交通事故相談所 ☎03-5320-7733

交通事故に備えたい

東京都市町村民交通災害共済(ちよこつと共済)

●年会費：Aコース 1,000円
(見舞金額4~300万円)

Bコース 500円
(見舞金額2~150万円)

●加入受付：市役所交通企画課・各市政センター・市内金融機関(一部を除く)



パソコン <https://chokottokyosai.jp>

住まい・住環境・道路

家(建物)を新築・増改築するときは ~必要な届出・手続き~

建築確認申請 建築指導課 ☎60-1874~7

家を新築・増改築する前に建築主事の確認を受けることが必要です。また、工事完了後、完了検査申請書を提出して検査を受けてください。

住居表示新築届 市民課 ☎60-1839

建物等を新築・改築する場合、建築主または建築業者が、竣工前に新築届を提出してください。この届出により住所が決まります。新築届・案内図・平面図コピー(寸法入・階数分)・配置図コピー(寸法入)・立面図コピー(東西南北4面分)を提出してください。
※従来の建物を壊して新築した場合も、住所が変わる場合がありますので、必ず届け出てください。

まちづくり条例における開発等事業の手続き

まちづくり推進課 ☎60-1873

次の事業を行う場合、法定手続(開発許可申請・建築確認申請等)の前に「武蔵野市まちづくり条例」に基づく手続きが必要です。開発・建築・工作物の築造をお考えの場合は、事前にご相談ください。

建設リサイクル法 建築指導課 ☎60-1875

特定建設資材(コンクリート、コンクリートおよび鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)を用いた次の工事を行う場合、工事着手の7日前までに届出が必要となります。

- ・床面積80㎡以上の建築物の解体工事
- ・床面積500㎡以上の建築物の新築・増築工事
- ・請負代金の金額1億円以上の建築物の修繕・模様替え工事(リフォーム等)

・請負代金の額500万円以上の建築物以外のものに係る解体・新築工事等

埋蔵文化財(遺跡)保護のための届出

武蔵野ふるさと歴史館 ☎53-1811

井の頭池遺跡群(一部都史跡)およびその周辺で土木工事等を行う場合は、文化財保護法による事前の届出が必要です。詳しい指定地域や取り扱いについては、武蔵野ふるさと歴史館にご相談ください。

土地の情報を調べたい

土地の取引をするときは

まちづくり推進課 ☎60-1870

2,000㎡以上の土地取引を行ったときは、国土法に基づく届出が必要です。3,000㎡以上の土地取引に際しては、契約の3カ月前までに、「武蔵野市まちづくり条例」に基づく届出も別途必要となります。

土地の公示価格 市民税課 ☎60-1822

地価公示関係図書は、市民税課窓口・市政資料コーナー・市政センター・市立図書館で閲覧できます。

不動産登記・登記事項証明書・公図の閲覧等

東京法務局府中支局(府中市新町2丁目44番地)

☎042-335-4753

東京法務局府中支局証明書交付窓口(平日午前8時30分から午後5時15分まで)で請求ができるほか、武蔵野商工会館1階(吉祥寺本町1-10-7、取扱時間午前9時から午後5時)でも登記事項証明書等の交付を請求できる機器(証明書発行請求機)を設置しています。

固定資産の市内調査にご協力ください

資産税課 ☎60-1825~6

毎年市内全域について、固定資産税・都市計画税の評価額算出のため、調査をさせていただきます。

- ①家屋：新築・増築、滅失等の調査です。木造の場合は仕上資材や建築設備等を調査します。非木造の場合は図面と見積書をお借りします。
- ②土地：分筆・合筆、住宅用地の変更等の調査です。

建設業者の許可申請を閲覧したい

東京都都市整備局市街地建築部建設業課

☎03-5321-1111 内線30-698

(閲覧時間 午後0時30分~午後4時30分)

耐震化助成・支援等

各種助成については、事前に相談にお越し下さい。

住宅対策課 ☎60-1976

民間住宅・マンション耐震化助成

①昭和56年5月31日以前に着工された住宅を所有する方

区分	耐震診断	補強設計	耐震改修 建替え	除却
助成率	費用の2/3	費用の2/3	①②費用の1/2 ③④費用の1/3 ⑤費用の23%	①②費用の1/2 ③④費用の1/3 ⑤費用の23%
①木造住宅	9万円	9万円	100万円	50万円
②非木造住宅	50万円 (3,670円/㎡)	50万円 (3,670円/㎡)	150万円	75万円
③分譲マンション(※1)	200万円	200万円	1億6,733万円 (50,200円/㎡)	8,333万円 (25,000円/㎡)
④賃貸マンション(※1)	100万円	100万円	1,136万円 (34,100円/㎡)	566万円 (17,000円/㎡)
⑤小規模住宅(※2)	100万円	100万円	784万円 (34,100円/㎡)	391万円 (17,000円/㎡)

※1 マンションとは、耐火または準耐火構造の非木造建築物で、3階建て以上かつ延べ面積1,000㎡以上の共同住宅としています。

※2 小規模共同住宅とは、耐火または準耐火構造の非木造建築物で、3階建て以上かつ延べ面積1,000㎡未満の共同住宅としています。

(注) 費用は消費税相当分を除いた額、建て替えの場合は耐震改修相当額の算出が必要。

②昭和56年6月1日以降平成12年5月31日以前に着工された住宅を所有する方

区分	助成率		①木造住宅	②非木造住宅
	耐震診断	費用の1/2	5万円	20万円

(注) 費用は消費税相当分を除いた額

木造住宅耐震化パッケージ

(1)安心パック

●対象：市内に昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を所有する方

●内容：耐震アドバイザーを派遣し、耐震診断、補強計画、工事概算費用算出を所有者負担5万円ですとまとめて行います。

(2)納得コース

●対象：(1)安心パックを利用し、診断の結果、耐震性がないと判定された木造住宅の所有者

●助成額：①耐震改修工事費および工事監理費の1/2で100万円を限度

②(1)安心パックの補強計画内容に変更があった場合に、設計変更にかかった費用(消費税相当分を除く)の2/3で3.6万円を限度に①に上乗せ

民間事業系建築物耐震診断助成

●対象：市内に昭和56年5月31日以前に着工された住宅を除く民間事業系建築物を所有する方

●診断助成額：一般診断費用の1/2(木造5万円、非木造20万円を限度)または、簡易診断費用の1/2(非木造15万円を限度)

安全・にぎわいのまちづくり促進型耐震助成

●対象：市内に昭和56年5月31日以前に着工された商業・近隣商業地域内の延べ面積3,000㎡未満の事業用建物

●診断助成額：一般診断費用の1/2(木造10万円、非木造20万円を限度)

●補強設計助成額：上記診断の結果、耐震補強が必要な既存建物について費用の1/2(木造10万円、非木造20万円、耐震改修評定等の取得が必要な場合100万円を限度)

●改修助成額：上記診断の結果、耐震補強が必要な既存建物について費用の1/2(延面積100㎡以内は20万円まで。1㎡超えるごとに1,000円を加算)。上限310万円まで。

●建替助成額：上記診断の結果、耐震補強が必要な既存建物について、上記改修と同額とします。

分譲マンション再生支援事業助成

市内分譲マンションの管理組合等が、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する「マンション建替え・改修アドバイザー制度」を利用する際に要する費用を助成します。

●助成額：Aコース 全額
Bコース 費用の2/3で36万円を限度

良質な住まいづくり活動助成

良質な住まいづくりに結びつく公益的な活動を行う団体の活動に費用の助成をします。

●助成額：講演会、講習会、相談会、見学会に要する費用で、1団体年間10万円を限度。

住まいのなんでも相談室(無料)

●対象：市内に建築物を所有する方、市内に居住する方

●内容：住宅の建築や耐震化、マンションの維持管理や管理組合運営、住宅の売買、空き家、民間賃貸住宅への転居等の内容に応じ、専門家(建築士、マンション管理士、司法書士、宅地建物取引士)が相談を受けます。

(事前予約制。毎週木曜日午前9時~午後4時(宅地建物取引士のみ午後1時~午後4時)各50分)



- 分譲マンション管理アドバイザー派遣(無料)
 - 対象：市内の分譲マンション管理組合等
市内の分譲マンションに専門家を派遣し、管理組合・維持管理・改修・建替え等の相談を受けます。
- 民間住宅・マンション耐震アドバイザー派遣(無料)
 - 対象：市内に昭和56年5月31日以前に着工された住宅(マンションを含む)を所有する方(非木造住宅に限り平成12年5月31日以前に着工されたものも含む)
 - 内容：耐震アドバイザーを派遣し、耐震性に関する相談、簡易診断、耐震診断に要する見積もり作成を行います。

公営住宅等について

- 市営住宅 問住宅対策課 ☎60-1905
障害者用8戸を含み、世帯用が110戸。募集については市報でお知らせします。
市内に引き続き1年以上居住し、所得が一定額以下で、住宅に困窮している方。
- 福祉型住宅 問住宅対策課 ☎60-1905
高齢者用148戸、障害者用8戸、ひとり親世帯用9戸、子育て世帯用10戸、計175戸。募集については市報でお知らせします。
①65歳以上の高齢者 ②障害者 ③ひとり親世帯④子育て世帯(45歳未満の夫婦および20歳未満の子により構成される世帯)のいずれかに該当し、市内に引き続き3年以上居住し、所得が基準額以下で、住宅に困窮している方。
- 都営住宅
問東京都住宅供給公社募集センター ☎03-3498-8894
テレホンサービス ☎03-6418-5571
広報東京都、新聞、市報等でお知らせします。
- 都民住宅
 - 東京都施行型：
問JKK東京都営住宅募集センター ☎03-3498-8894
 - 指定法人管理型：
問JKK東京公社住宅募集センター ☎03-3409-2244
- UR都市機構(旧公団住宅)
問UR賃貸ショップ三鷹 ☎0422-71-2851
定休日 水曜日
営業時間 午前9時30分～午後6時
- あんしん住まい推進事業(民間賃貸住宅入居支援制度)
問住宅対策課 ☎60-1905
高齢者・障害者・ひとり親世帯等の民間賃貸住宅への入居を支援します。

都市計画について知りたい

- 用途地域や都市計画道路、まちづくりに関する計画、都市計画やまちづくりに関する住民参加等について
問まちづくり推進課 ☎60-1872
- 交通広場の整備、物流対策等
問吉祥寺まちづくり事務所 ☎21-1118
- まちづくり推進団体助成金交付
問まちづくり推進課 ☎60-1873
まちづくりのルール(地区計画、地区まちづくり計画)となるような案の作成・検討を目的とした調査・研究等を行う団体の活動に要する経費の一部を助成します。
 - 助成団体：地区まちづくり協議会の認定団体
 - 助成額：地区計画／一会計年度 30万円
地区まちづくり計画／一会計年度 20万円
※どちらも、引き続き2年度が限度

道路等の管理

- 車道・歩道・ガードレール等
 - 市道 問道路管理課管理係 ☎60-1857
※都道については、東京都北多摩南部建設事務所 西東京工区 ☎042-465-4170
※五日市街道・井の頭通り・女子大通り・吉祥寺通り・三鷹通り・武蔵境通り・新武蔵境通り・天文台通り等が都道です。
- 狭あい道路の事前相談 問建築指導課審査係 ☎60-1876
- 狭あい道路の整備 問道路管理課管理係 ☎60-1855
- 境界確定・幅員証明
 - 市道 問道路管理課台帳係 ☎60-1858
※都道については、東京都北多摩南部建設事務所 管理課道路台帳担当 ☎042-330-1807
- 位置指定道路 問建築指導課監察係 ☎60-1875
- 道路の占用
 - ※突出看板・日よけ・足場等個人の目的に使用するときは、許可が必要です。
 - 市道 問道路管理課管理係 ☎60-1857
※都道については、東京都北多摩南部建設事務所 管理課道路管理担当 ☎042-330-1806
- 道路付属物の管理
 - 街路灯 問道路管理課管理係 ☎60-1857
 - 植樹帯 問緑のまち推進課公園係 ☎60-1864
 - 地域設置消火器 問防災課 ☎60-1821

住まい環境の困りごと

- あき地の管理について 問環境政策課 ☎60-1842
あき地は所有者が責任をもって管理しましょう。

- 空き家の相談について 問住宅対策課 ☎60-1976
- 建築紛争について 問建築指導課 ☎60-1874
中高層建築物の建築計画について、日照、風害、電波障害、工事騒音等の問題が懸念される場合は、当事者双方の申出により、市があっせん(話し合い)の場を設定いたします。

ペット・動物

犬の登録・狂犬病予防注射

- 問環境政策課 ☎60-1842
生後91日以上は登録が必要です。毎年1回の狂犬病予防注射も義務付けられています。
 - 登録：環境政策課・市政センター・獣医師会加盟の動物病院(下表)
※マイクロチップ装着の場合は環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」https://reg.mc.env.go.jp/に登録することで市へ登録したとみなされます。
 - 狂犬病予防注射：動物病院
 - 注射済票交付：環境政策課・市政センター・獣医師会加盟の動物病院

病院名	住所	電話
本宿犬猫病院	吉祥寺東町3-17-1	22-7728
おおむら動物病院	吉祥寺本町2-30-9	29-7887
三鷹獣医科グループ	中町2-6-4	54-5181
井の頭通り動物病院	西久保1-38-5	38-8963
グリーンパーク動物病院	緑町1-7-25	54-1122
豊田動物病院	境南町2-19-11	32-3445

弱っている犬や猫を見かけたら

- 問東京都動物愛護相談センター多摩支所 ☎042-581-7435

犬・猫等の死体処理

- 問環境政策課 ☎60-1842
飼い主(占有している方)が不明の動物死体は市が処理します。飼養動物(ペット)の死体処理は民間の動物霊園へご相談ください。

猫の被害について

- 問環境政策課 ☎60-1842
猫の糞尿被害について、市では超音波式ネコ被害軽減器の貸し出しを行っています。貸し出し期間は2週間です。(要電話予約)

- 騒音・振動・悪臭等の公害についての相談、落書き防止対策 問環境政策課 ☎60-1842
- 所有者不明土地の活用による地域福利増進事業
問まちづくり推進課 ☎60-1870
所有者不明土地を利用して地域住民の福祉や利便の増進のための施設を整備したい場合は、ご相談ください。

ネズミやハチに困ったら

- 問環境政策課 ☎60-1842
- ネズミの侵入防止対策
65歳以上の単身または高齢者のみ世帯で市民税非課税世帯への支援事業を行っています。
- ハチ駆除用具の無料貸し出し
・ハチ駆除スプレー
・ハチ防護服(スズメバチ駆除には必要です)
- スズメバチ等駆除助成制度
自主駆除が困難な場合は、市が指定する専門業者を紹介いたします。この業者に依頼した場合は市が一部費用を助成します。
4月から6月末までの早期駆除は本人負担額が安くなります。

カラスの被害について

- 問環境政策課 ☎60-1842
カラスの被害に対して自己防衛対策をとっても改善されない場合、攻撃行動の原因となるヒナ・卵を捕獲または採取する方法がありますが、東京都の「有害鳥獣捕獲」の許可が必要です。攻撃を受けた場合はご相談ください。

ハクビシン・アライグマの捕獲について

- 問環境政策課 ☎60-1842
ハクビシン・アライグマによって生活環境に実害がある場合はご相談ください。

犬のふん・尿について

- 問環境政策課 ☎60-1842
犬のふん・尿の始末は飼い主の責任です。市ではマナーの徹底を図るために環境政策課、各市政センターで、注意看板(マナープレート)の配布を行っています。

